

2 文科高第 7 3 9 号  
医政発 1125 第 5 号  
令和 2 年 1 1 月 2 5 日

各 都 道 府 県 知 事  
医学部を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

令和 4 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について (通知)

令和 4 年度 (2022 年度) の医学部臨時定員の方針等について、令和 2 年 8 月 31 日の「医療従事者の需給に関する検討会 第 35 回医師需給分科会」における議論を踏まえ、別紙のとおり取り扱うこととしたので通知する。

## 令和4年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について

令和2年11月25日  
文部科学省高等教育局  
厚生労働省医政局

令和4年度(2022年度)以降の医学部臨時定員については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和2年6月21日閣議決定)において、「2022年度以降の医学部定員について、定期的に医師需給推計を行った上で、医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。」とされている。

この点に関し、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、当初令和4年度以降の医師養成数の方針を示す予定としていた令和2年4月までの間に、十分な議論を行うことができなかったことを踏まえ、令和2年8月31日の「医療従事者の需給に関する検討会 第35回 医師需給分科会」において、大学医学部・受験生へ配慮する観点から、令和4年度の臨時定員については、暫定的に令和2・3年度と同様の方法で設定することについて、構成員の合意が得られたところである。

また、令和2年6月19日付文部科学省通知にて「個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。」とされており、本年中のなるべく早い段階にて令和4年度の意思決定を行い、大学及び都道府県に対して示す必要がある。

そのため、文部科学省及び厚生労働省は、以下の点について確認する。

### 記

- (1) 令和4年度の医学部定員に関しては、暫定的に令和2・3年度と同様の方法で設定する。
- (2) 令和5年度以降の医学部定員に関し、令和3年3月末を目途に結論を得る。

以上